

平成18年度中央環境審議会 自然環境・野生生物合同部会 会議録

1. 日 時 平成19年2月26日(月) 10:00~12:20

2. 場 所 ホテルフロラシオン青山「孔雀」

3. 出席者

(合同部会長) 熊谷洋一

(委 員) 石坂匡身、石原収、磯崎博司、磯部力、市田則孝、
岩熊敏夫、大澤雅彦、川名英子、栗田亘、是末準、
近勝、齋藤勝、桜井泰憲、佐藤友美子、鹿野久男、
篠原修、白幡洋三郎、高橋佳孝、田中正、田部井淳子、
土屋誠、中川浩明、中道宏、中村太士、西岡秀三、
野田節男、服部明世、浜本奈鼓、速水亨、原重一、
原田純孝、三浦慎吾、森戸哲、矢原徹一

(五十音順、敬称略)

(事務局) 環境省大臣官房審議官(自然環境担当)、
自然環境局自然環境計画課長、野生生物課長他
文部科学省、農林水産省、国土交通省

(その他報告者) 全日本空輸株式会社 環境・社会貢献部長
鹿島建設株式会社 環境本部地球環境室長

4. 議 事

【司会】 ただいまより、中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会を開催させていただきます。

開催に先立ちまして、本日の出席委員のご報告をいたします。

所属委員51名のうち過半数の34名の委員にご出席いただいておりますので、中央環境審議会令第7条第3項により準用する同条第1項の規定に基づき、定足数を満たしており、本部会は成立しておりますのでご報告申し上げます。

なお、中央環境審議会の委員につきましては、任期満了によりまして、本年1月、新たに任命が行われております。このため、当合同部会長につきましては、中央環境審議会令第6条第3項に基づき、2月15日付けで、鈴木中央環境審議会会長より、熊谷委員が指名されましたことをご報告いたします。

本日は、その後、初めての合同部会でございますので、ここで新たに合同部会に参画をいただくことになった委員をご紹介させていただきます。

石坂匡身委員でございます。

近 勝委員でございます。

鹿野久男委員でございます。

高橋佳孝委員でございます。

西岡秀三委員でございます。

野田節男委員でございます。

是末準委員でございます。

矢原徹一委員でございます。

本日は都合により欠席されておりますが、磯部雅彦委員、隈研吾委員、土野守委員、中静透委員につきましても、新たにご参画をいただいております。

次に、本日の審議のために、お手元にお配りしている資料につきましては資料一覧のとおりとなっております。もし配付漏れ等がございましたら、事務局にお申しつけください。

それでは、早速議事に移りたいと思います。これよりの議事進行につきましては熊谷部会長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

【熊谷部会長】 おはようございます。熊谷でございます。本合同部会では、昨年度に引き続きまして、生物多様性国家戦略に基づく関係省庁の施策の進捗状況について点検を行ってまいります。皆様のご理解とご協力を賜りまして、円滑な運営をしてまいりたいと存じます。

なお、本合同部会は公開とし、会議録はご出席の委員の了承を得た上で公開することにしたと思いますので、この点につきましてもご理解をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議事に入ります前に、環境省大臣官房黒田審議官より、一言ごあいさつをお願いいたします。

【黒田審議官】 おはようございます。審議官の黒田でございます。本日は、朝から、合同部会ということでお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。先ほども司会の方から話がありましたが、中央環境審議会の任期は2年ごとでございます。新たな任期に入って初めての合同部会ということでございます。新たにご参加いただいた委員の先生方も含め、また引き続き、たくさんの先生方にはまたいろいろな形でご助言あるいはご協力をお願いするということでございます。引き続き、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私の方から、初めに、最近の主な動きと、2点ばかりご紹介をさせていただきたいと思っております。

初めに、今日も点検ということでいろいろご報告をさせていただきますが、生物多様性国家戦略の根っこになっております生物多様性条約についてでございますが、2年に1回ずつ、こちらの方も締約国会議、非常に大きな会議でこれまで8回開かれておりまして、昨

年の3月、ブラジルで第8回の締約国会議を開催しましたときは4,000人も参加者があったということでございますが、条約事務局からの要請もあり、第10回の会議、2010年に開催される予定でございますが、これを日本で開催したいということで、まだ時期までは決まっておりませんが、2010年、愛知県名古屋市において開催するというので、去る1月16日に閣議了解をいただきまして、条約事務局に正式に立候補をしたところでございます。正式に決まりますのは、来年2008年に第9回の締約国会議がドイツ・ボンで開催され、こちらで決定されるということでございます。正式に名乗りを上げているのは日本が最初というか、今のところ日本だけでございますが、インドであるとか韓国であるとか、こういうところも関心を持っているというところでございますが、私どもは、日本としてはこの10回の締約国会議、しっかり、ホスト国としてやっていこうと、こういう気構えでありまして、国内におきましても、あるいは国際協力というような面におきましても、そういうものにふさわしい、いろいろな、生物多様性に関する施策というものを展開していく必要があるかと考えておるところでございます。

それから、二つ目でございますが、これは21世紀環境立国戦略と、この動きでございまして、先般、安倍総理から環境省に対しまして、国内外を挙げて取り組むべき環境政策の方向を明示し、今後の世界の枠組みづくりへ我が国として貢献をすると、こういうための指針づくりをなささいというご指示がありまして、ちょっと急ぎの仕事になるわけですが、夏前、6月までにこういう戦略、環境立国戦略についてまとめていくと、こんなスケジュールになっておりまして、こういう環境立国戦略という中でも生物多様性保全に関する施策というものを大きな柱にしていきたいと考えておるところでございます。

今日は、こういう動きにどういうふうに対応していくかということを考えるときの一番基礎になろうかと思っております、現在の生物多様性国家戦略の実施状況の点検、これがメインの議題でございます。毎年、この合同部会に点検をお願いしておりまして、4回目ということになります。今回も今までと同様、まずは事務局より点検作業の結果につきましてはご報告をさせていただきまして、もう一回、新年度に入ってということになろうかと思っておりますが、第2回目の合同部会を開催させていただきまして、今後の方向性等につきましてご審議をいただきたいと考えております。

今日は、前回の第3回の点検の報告時にいろいろご指摘をいただき、前回は地方公共団体あるいは市民団体の取組というものを伺いいただきましたが、今日は民間の企業の取組、先進的な取組として全日空と鹿島建設、こちらのご担当の方々に今日はお越しいただいておりまして、具体的なお話を後ほど伺おうかと考えております。

また、この国家戦略、皆さんもうご承知のとおり、5年で見直そうというような仕掛けになっておるところでございます。こういったところから、本年秋までに新しい国家戦略、第3次国家戦略というものをつくっていききたいと考えておりまして、この点検から引き続く形で、新年度に入りましたら審議会への諮問あるいはこの合同部会でのご審議という形

で順次お願いをしていきたいと考えておるところでございます。

こういった流れの中での本日の会議ということでございます。どうか、忌憚のないご意見をたくさんいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。改めてですが、この部会の役割ですが、関係省庁の施策の進捗状況について、生物多様性の観点から点検し、必要に応じて、その後の施策の方向について意見を述べることにあります。本日は、事務局からの点検結果の報告が中心ですが、時間の許す範囲で質疑応答を行いたいと思っております。本日の報告に対する意見や今後の施策の方向性については、来年度当初に開催予定の第2回の合同部会において、改めてご審議いただくこととなります。本日は、まず初めに、関係省庁を代表して環境省から、第4回点検結果の概要についてご報告をいただきます。加えて、今回、点検結果に関連する国の施策面での対応の例として、鳥獣保護管理に係る制度改正について環境省から、及び農林業関係の取組については、農林水産省から説明があります。その後、企業による生物多様性保全の取組事例について、全日本空輸株式会社と鹿島建設株式会社から、直接ご紹介いただくことにしております。あわせて1時間半ほどの報告となる見込みでございます。そして、最後に、国家戦略の見直しについて環境省から報告がございます。

なお、ご質問等につきましては、これら一連の報告が終わった後とさせていただきます。

それでは、まず、第4回点検結果の概要について、事務局よりお願いをいたします。

【亀澤生物多様性企画官】 環境省の生物多様性企画官の亀澤でございます。私の方から、国家戦略の第4回点検結果について、資料に基づいて説明をさせていただきます。座って失礼をいたします。

点検結果そのものは、資料1の方の冊子にまとめております。資料2で二、三枚の、本当の概要を用意しておりますが、冊子の方も大部になりますので、ここではパワーポイントによって説明をしたいと思います。パワーポイントの打ち出しが資料3として用意しておりますので、そちらの方もあわせてごらんいただければと思います。

まず、新しい方もいらっしゃいますので、生物多様性国家戦略とはどういうものかというのを、最初に少しお話をしたいと思います。

国家戦略は、日本が93年に締結をし、その93年に発効した生物多様性条約の第6条を根拠として策定しております。日本は条約発効の2年後の平成7年に第1次の国家戦略をつくりました。その後、省庁再編で環境省ができましたし、右側にありますように河川法の改正でその目的に環境保全が入るなど、各省の施策面でもいろいろな動きがありました。相当、第1次の戦略は条約に早期に対応したというようなことだったんですが、各省施策の羅列にすぎないとか、あるいは、つくる過程でNGOなどの意見を十分に聞いて

いないといったような批判もありました。そういう世の中の動きですとか反省点も踏まえて、抜本的な見直しを行って、平成14年に策定したのが第2次となります現行の新・生物多様性国家戦略でございます。

その現行の新戦略の概要を簡単にご説明いたしますと、まず、我が国の生物多様性の現状を三つの危機として整理をしております、第1の危機というのは、人間活動によるいわゆる開発の危機、それから第2の危機として、里地里山などにおいて第1の危機とは逆に、人手が加わらなくなることによって特有の生態系が損なわれるという危機、三つ目の危機として、外来種などを人が外から持ち込むことによって生態系が攪乱されるという、そういう三つの危機という形で整理をしております。そういう現状を踏まえた上で、今後の施策の基本的な方向として、保全の強化、それから失われた自然の再生と持続可能な利用というのを掲げて、それに基づいて、具体的なテーマとして、生態系ネットワークの形成ですとか、里地里山、自然再生などを主要テーマとして掲げるなど、全体的により体系的かつ実践的なものとして策定をいたしました。この戦略は策定後毎年点検を実施しております、今回が4回目になります。

点検の進め方は、資料の右上にありますように、戦略の中に書いてありまして、関係省庁が自主的に行った点検結果を取りまとめ、今回のように審議会にご報告し、審議会から今後の施策の方向性等についてご意見をいただいております。今回の第4回点検の流れですが、昨年5月に点検を開始いたしまして、8月には合同部会で現地を視察いただきました。河口湖の近くにある環境省の生物多様性センターとか、神奈川県秦野市での里地里山保全の取組をごらんいただきました。それから、11月から12月にかけてパブリックコメントを募集をした上で、今年1月に入ってから点検結果を関係省庁で確定をいたしまして、本日の第1回の合同部会でご報告をし、4月を考えておりますけども、第2回の合同部会で本日の報告に対するご意見や今後の方向性についてご議論いただきたいというふうに考えております。

この第4回の報告書、資料の冊子の構成については、まず、これまで審議会からいただいております意見への対応状況を書いた上で、2番目として生物多様性の三つの危機にどう対応したかという整理をしております。三つ目として七つの主要テーマ別の点検結果、四つ目として、もう少し細かい各省の具体的な施策に対する点検結果という構成になっております。

本日の報告内容ですが、まず環境省の方から点検結果の概要として、審議会からいただいたご意見への対応状況と主な施策の進捗状況などをこれから私の方でご説明をしまして、その後、主な施策面での対応として、環境省から鳥獣保護管理に係る制度改正等、それから、農林水産省さんから、主に第2の危機に対応する農水省さんの施策について説明をいたします。それから、企業による生物多様性保全の取組の例として、全日空さん、鹿島さんから、それぞれの取組をご紹介いただこうと思っております。

まず、審議会の意見への対応状況でございますが、前回、第3回の点検のときにいただいた意見の概要としましては、まず、点検結果の示し方として、各施策の進捗度合いの示し方の工夫ですとか、課題や改善策を具体的に示すなどの工夫とか改善が必要というご指摘をいただきました。

それから、環境影響評価、アセスメントに関しては、第1の危機への対応として貢献している面もあるので、その実績についてさらに情報収集、整理することが望ましいというご意見もいただきました。それから、生物多様性保全のための取組体制の充実が重要ということで、地方も含めた行政分野の人材の強化ですとか、NPO・ボランティア活動支援、あるいは、専門家の参画等についても充実していくべきというようなご指摘をいただきました。四つ目として、生物多様性への一般の理解というのがまだまだ進んでいないので、情報共有型、知識とか情報を提供するだけでなく、自然との体感共有型、もっと五感を使った体験型の環境教育をすべきというようなご指摘もいただきました。

まず、1点目の点検結果の示し方についてですけれども、七つの主要テーマについて、これまでは着手しているかどうかで、○、△、×で示してきましたけれども、戦略の策定から、4年、5年がたって、ほとんどのものが○になるような状況でございますので、特に、点検期間中に顕著に進展があったものについては、○だけでなく、ポイントとなることを言葉で書き込むことで、濃淡が出るような工夫をしてみました。それから、今後の課題欄については、課題だけでなく、それに対応するための具体的な改善方策やスケジュールなどを書くようにいたしました。それから、下の方の数値で見る実施状況の欄については、戦略ができた時点との比較しかしていなかったんですが、途中、各回の点検のときの数字も入れて、途中経過がわかるような形にしてみました。

それから、二つ目のアセス関係ですけれども、環境アセスに関する情報の収集・整理として、平成10年度より、インターネットを通じて閲覧できる環境影響評価、情報支援ネットワークの運用を開始しております。これはアセス事例や制度技術の基礎的知識などの情報を共有・有効活用するためのシステムで、アセス法に基づく案件については評価書の内容や大臣意見も掲載しておりますし、条例に基づくアセスについても概要情報を掲載し、各県のホームページ等にリンクできるようなものにしております。

続きまして、3点目の生物多様性保全のための体制づくりについては、幾つかの例を挙げております。各省庁で地方公共団体の担当者や市民団体・企業など、多様な主体を対象に、研修、ワークショップ、フォーラム等を実施しておりますし、多様な主体がパートナーシップを構築するための情報提供としては、例えば環境省が設置しております地球環境パートナーシッププラザや地方の環境パートナーシップオフィスという場所を提供して、NGOなどが情報の集積、情報交換を行う機会づくりを後押ししております。

また、多様な主体の参画が重要ということで、例えば自然再生関係では出先機関による連携体制ですとか、インターネットを利用した各協議会間の情報交換ツールの提供などを

行っております。それから、里地里山モデル事業を初めとした各種の事業においても、地区ごとに多様な主体が連携・協力するための体制づくりを進めているところです。

4点目のご指摘の体感共有型、いわゆる体験型の自然環境教育についても、各省で取組がございます。その例ですけれども、市民団体・学校等の活動支援として、指導者の育成や先生方のための自然体験プログラム集の提供、例えば川の活動におけるライフジャケットなど資機材の貸し出しなどを行っておりますし、観察会、イベントの実施としては、国立公園等において、自然保護官、いわゆるレンジャーの仕事を小中学生に体験してもらう子どもパークレンジャーですとか、富士山の西にあります田貫湖での自然体験プログラムの提供を行う環境省の取組などがございます。それから、活動の場の整備・提供としては、国立公園のビジターセンターや水辺の楽校等の整備、自然体験のための国有林の活用などを行っております。このほか、一般参加型の生物調査や、ホームページ等を活用した自然体験活動への参加推進というものを進めているところでございます。

続きまして、前回の点検ではありませんが、それ以前の点検で、民間団体、企業を含め、国以外の取組についても把握しておくことが重要というようなご意見をいただいております。

まず、地方公共団体の取組としては、県立自然公園などの保護地域の指定のほかに、県版のレッドリスト、レッドデータブックの作成について見ますと、現行戦略ができた平成14年の3月時点で38だったものが、平成17年には全都道府県で作成されております。希少種保護の条例も大分増えておりますし、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画は、鳥獣被害の増加というような背景もありますけれども、平成17年度末で42都道府県の79計画まで増えている状況です。外来生物について見ると、平成18年9月に実施したアンケートでは、九つの道府県で外来生物リストがつくられておりますし、外来生物について規定のある条例については、14の都道府県において15の条例が制定されているところです。

続きまして、ここでは全国の地方公共団体を対象にしたアンケートをもとに、都道府県及び政令市が環境基本計画のような環境全般の総合的な計画とは別に策定している自然環境・生物多様性保全に関する計画の主なものを掲げております。秋田県や埼玉県では上位計画である県の環境基本計画の中に自然環境とか生物多様性保全に関する計画の策定が位置づけられておまして、それを受けて、秋田県の生物多様性保全構想や、埼玉県彩の国豊かな自然環境づくり計画が策定されております。岡山とか香川のものは、自然環境保全に関する条例という法的な根拠に基づいて策定されている例でございます。

続きまして、次は国や地方公共団体などの行政以外の主体としての民間企業ですとかNPO・NGOの関係です。環境省が協力をして内閣府で平成18年に実施いたしました世論調査では、「今後、国や地方公共団体に加えて、自然保護を特に担っていくべき主体は？」ということで、行政以外に自然保護活動を担うべき主体を問うたところ、町内会や

農協・漁協などの地域社会というのが一番多かったんですが、それに続いて、企業それとNPO・NGOというふうになっております。そういうことで、生物多様性保全活動を担うべき主体としての期待が大きいNGO・NPOなどの市民団体や企業について見てみました。

ここでは、まず市民団体ですけれども、環境NGO総覧をもとに、活動分野として森林の保全・緑化分野、水・土壌の保全分野、自然保護分野のいずれかを掲げている団体を自然環境関連の活動を実施している団体とみなして、それについて分析したものでございます。

右上の活動地域については、同一市町村内で活動している団体が34%と最も多くて、次いで同一都道府県内が18%、隣接する複数の市町村が17%ということで、その三つを合わせて全体の7割を占めております。地域に根差した活動をしている団体が多いことが見てとれるかと思えます。それから、左下の予算規模について見ますと、年間100万円未満の団体が6割程度でございます。それから、右下の会員規模、これは約6割が100人未満で、1,000人未満まで加えると全体の9割になります。以上のことから、比較的小規模な団体が大多数を占めて、地域密着型の活動をしているのがほとんどで、そうした実態を踏まえて、支援方策も考えていく必要があるのかなと思えます。

続きまして、民間企業について見たものですが、企業の社会的責任、CSRという概念が浸透しつつありますけれども、CSRを推進するに当たって現在最も優先的に取り組んでいる分野として、コンプライアンス・法令遵守に次いで、およそ7割の企業が環境を挙げていらっしゃいます。企業の環境報告書について分析したのが下半分の部分ですが、活動内容については清掃・美化活動というのが一番多いんですが、それ以外では、緑化やビオトープづくり、国内での里山・森林の保全再生、それから、自然体験やふれあいプログラムの提供などの環境意識の喚起や、寄付・協賛等が比較的多くなっております。企業規模との関係で見ますと、売上規模が大きい企業ほど自然環境・生物多様性保全活動に係る取組を実施している企業が多い傾向がありまして、売り上げ規模が1兆円以上の企業では、野生動植物の保護管理や環境意識の喚起に係る取組が多い傾向にありまして、売り上げ規模が5兆円以上になると、海外での森林保全に取り組んでいる企業の割合が多くなるようでございます。

続きまして、特に生物多様性保全に関連する取組をされている企業のうち、業種の違いを踏まえた5社について、うちの担当の方からそれぞれの担当の方にお話をお聞きをいたしまして、報告書の方に事例として載せております。民間企業による取組というのは、本業というよりCSRの側面が大きい傾向にはありますけれども、ここに掲げておりますヤシノミ洗剤のサラヤさんの例は、原料であるパーム、アブラヤシですけれども、その調達地であるボルネオの生態系を保全し、持続可能な原料調達を実現しようという意味で、直接的に本業に関連する例と言えるかと思えます。

それから、本日お見えいただいている建設業の鹿島さんとか、あるいは水を原料として使うサントリーさんの例も、本業に近い部分での取組かと思えます。本日はこの5社のうち、全日空さんと鹿島さんからそれぞれの取組を後ほどご紹介いただきたいと思います。

続きまして、国の施策の進捗状況ですが、点検の対象は、平成17年度を中心といたしまして、18年度についても昨年の11月とか12月とか、できるだけ最近のものまで拾っております。そういう意味で、前回、第3回の点検には17年度の一部も含まれていたので、今回の点検と前回との間で重複もあるところでございます。

まず、第1の危機と申しますか、三つの危機別の対応状況を見てみたものでございます。これは後ほど出てきます七つの主要テーマ別の部分を整理し直したものですので、内容的に重複するため、ここでは簡単に触れたいと思えます。

まず、第1の危機の対応については、保護地域として、国立公園の海中公園地区とか国有林野の保護林あるいは鳥獣保護区などについて、拡大とかを、新規指定を行っております。それから、ラムサール条約湿地を新たに20カ所、登録をいたしました。それから、自然再生の推進として、自然再生推進法に基づく協議会が17年度以降、この点検期間中に6カ所増加をして、全国で19カ所になっております。このうち、全体構想は5カ所ふえて12カ所で策定をされております。各省における自然再生のための調査とか事業というのは144カ所で進んでいる状況でございます。この分野の今後の課題としては、国土レベル等の生態系ネットワークの形成について、より具体的に進めていくということが必要かと思っております。

続きまして、第2の危機に関してですが、農業分野における取組については、農水省さんでさまざまな取組が進められております。このあたりは後ほど農水省さんの方から説明があります。続きまして文化的景観、これは棚田ですとか里山などの農林業に関連するものを文化的景観として保全しようという取組が文化庁さんの方で進められていまして、国の重要文化的計画の選定ですとか、文化的景観保護推進事業の創設などが行われております。今後の課題としては、各種制度や事業のメニューはいろいろそろってきておりますので、それらの活用による事例の積み重ねや、里地里山モデル事業などのモデル的取組の全国への普及が必要かというふうに考えております。

続いて、第3の危機への対応としてですが、外来生物法が17年の6月に施行されましたが、それによりまして、83種類を外来生物法に基づく特定外来生物として指定をし、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルの防除の指針を作成したり、国による防除のモデル事業の実施や、ジャワマンギースの防除事業などを進めております。それから、国内での人為的に移動される在来生物、いわゆる国内由来の外来種については、国立国定公園の特別保護地区ですとか原生自然環境保全地域といった、特に重要な地域での動植物を放つ行為を新たに規制する措置を講じました。今後の課題としては、一つは科学的知見の充実

をさらに進めたいということ、二つ目は水際でのチェック体制や防除など、外来生物法の施行体制の一層の充実が必要だということ、三つ目は国内由来外来種については特に大それたところ以外での対策についてもさらに検討が必要かと思っております。

続きまして、主要テーマ別の点検結果ですけれども、一つ目は重要地域の保全と生態的ネットワークの形成ということで、先ほどともダブりますが、重要地域の保全としては、吉野熊野国立公園では、例えばこの右の写真にありますような、国内最大、世界最北限とされていますオオナガレハナサングの群生域を含む範囲で海中公園地区を新たに指定をしたり、支笏洞爺とか富士箱根伊豆などの公園で、合計約8,500ヘクタールの乗り入れ規制地区の拡張ですとか新設を行っております。それから、国有林野においては、新たに約2万5,000ヘクタールの保護林を設定したりしました。生態的ネットワークの形成に関しましては、国有林等において緑の回廊というのを3カ所、新たに設定をしたところでございます。

続いて、里地里山の関係ですけれども、農業分野の取組については後ほど農水省さんから詳しい説明をいただきたいと思っております。

文化的景観についても、先ほど触れましたが、国の重要文化的景観として選定されたのは滋賀県の近江八幡の水郷と岩手県の一関本寺の農村景観、これは平泉のあたりでございますが、その二つが新たに文化財保護法に基づいて選定をされております。

それから、三つ目のテーマとしての湿原・干潟等湿地の保全でございますが、これについては国指定鳥獣保護区を6カ所新たに指定をしております。具体的には宮城県の大沼とその周辺水田、北海道東部の野付半島と野付湾、それから、山形の最上川河口、新潟の瓢湖、宍道湖、それから青森県の仏沼で、合計2万ヘクタールふえております。ラムサールについては、20カ所、新たに登録をした結果、国内の登録湿地は33カ所にふえております。

四つ目の自然再生に関連しましては、自然再生推進法に基づく取組として、協議会の関係は先ほど申し上げましたが、そのほかにも各地の協議会から実施計画の送付がありますので、それを受けて、中央での自然再生専門家会議ですとか、各省からなる自然再生推進会議を開催をしております。それから、各省による事業としては、自然再生推進法施行以前からの取組も含めて、144カ所で事業が進んでおりますし、18年度には新たに農水省さんで生態系や営農上の課題に対して、情報発信や技術的支援を行う新たな事業も始まっているところでございます。

五つ目の野生生物の関係では、まず、オジロワシ、オオワシ、ヤシヤゲンゴロウ、それから、改訂ですけれどもアホウドリ、あと、小笠原のアカガシラカラスバトについて、種の保存法に基づく保護増殖事業計画を新たに策定したほか、国内希少種であるアベサンショウウオについて、新たに生息地保護区を指定をしております。それから、海棲哺乳類の一つであるアザラシについての報告書をまとめたりしております。

続きまして、野生生物の関係のその2として、野生鳥獣の保護管理の関係では、昨年、鳥獣保護法の改正を行い、さらに基本的な指針をこの1月に改定しておりますが、このあたりは後ほど詳しくご説明をいたします。それから、各地で増加しているカワウが漁業との関係などで問題になっている例がありまして、県域を超えた広域的な対応が必要なことから、関東と中部・近畿において広域協議会を設立し、関東では保護管理指針を策定をしたところでございます。

野生生物関係のその3ですけれども、外来生物への対応として、先ほど触れた点のほかに、国の防除モデル事業というのはアライグマとかオオクチバスで実施をしておりますし、マングースの防除は奄美大島とかやんばるで実施をしております。あと、西表でもオオヒキガエルが広がらないかどうかという監視事業を行っております。それから、一番下、ペットの関係では、動物愛護管理法に基づいて、カミツキガメなどの外来生物を含む危険動物についても、マイクロチップ等の個体識別措置の普及を進めているところでございます。

六つ目は自然環境データの整備ですけれども、これは生物多様性保全の取組を進める上で基礎となるものですが、全国1,000カ所の定点において長期的モニタリングを進めるという「モニタリングサイト1000」の事業を進めておりまして、17年度に212サイト、18年度に89サイトを追加して、これまでに707サイトの設定をしております。それから、情報の共有と公開については、生物多様性にかかわる情報を横断的に検索できるシステムである生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムについて、登録されたメタデータの件数が16年度末から18年末までに6倍以上に増えているところです。

主要テーマの最後ですけれども、効果的な保全手法として、まず一つ目は、レッドデータブックとかレッドリストなどをつくっております。レッドデータブックについては動物全分類群の改訂版が発行済みになりました。それから、昨年12月には、鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物について、新しいレッドリストをつくりました。それから、2番目、環境アセスメントの関係では、環境基準などの目標を満たすかどうかという目標クリア型ではなくて、基準をさらに大きく下げようという努力ができるようなベスト追求型、そういうものをポイントとした環境影響評価法に基づく基本的事項の改正というのを17年3月に行っておりますが、それを踏まえて、事業の種類ごとに主務省令の改正をしているところでございます。

三つ目の国際的取組ですけれども、サンゴ礁保全のための国際的な枠組みである国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）の事務局をパラオと共同で、平成17年から2年間の予定で務めておりますけれども、これまでにパラオと共同で、17年、18年に総会を開催しているところです。それから、日豪政府の密接な連携による東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップというのも昨年11月に発足をいたしました。

以上が戦略の第3部の主要テーマについての点検結果で、第4部というのは、各省の具体的な施策を盛り込んだところですが、これについては共通様式の個票を作成して、施策の進捗状況を数値化して点検を実施しております。大変細部にわたるものですので、また後ほど報告書の冊子の方をご覧いただきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、パブリックコメントです。昨年11月21日から12月12日までの3週間実施をいたしまして、五つの個人と団体から意見をいただきました。いただいたご意見の概要とそれへの対応の考え方は資料4-1に整理をしておりますので、そちらを参照いただければと思っております。

大変盛りだくさんで駆け足でございましたが、私からの説明は以上です。

続いて、鳥獣保護業務室長の方から、鳥獣保護法の改正等についてご説明をいたします。
【猪島鳥獣保護業務室長】 野生生物課鳥獣保護業務室の猪島と申します。どうかよろしくをお願いいたします。

私の方からは、鳥獣の保護管理に係る制度改正等について説明させていただきます。パワーポイントで説明しますが、お手元に配付させていただいております、右上に資料5と書いてある資料でございます。それでは、座って説明させていただきます。

野生鳥獣は自然環境を構成する重要な要素の一つでございますが、この野生鳥獣の生息環境の保全、整備、捕獲の規制等を総合的に推進し、鳥獣の保護管理の充実・強化を通じまして、生物多様性の確保を図っていくということとしております。鳥獣の保護管理につきましては鳥獣法に基づき推進されておりますが、この鳥獣法につきましては、昨年6月、一部が改正され、ことしの4月から施行されます。この制度改正を中心に説明をさせていただきます。

まず、鳥獣法の目的でございますが、鳥獣の保護を図るための事業の実施、鳥獣による被害の防止、猟具の使用に係る危険を予防することにより生物多様性の確保、これは第2次生物多様性国家戦略策定にあわせて平成14年に目的として追加されておりますが、生物多様性の確保、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展に寄与するというものでございます。現行法、改正される前でございますが、具体的な体系については個々の図に示したとおりでございます。まず、国は、鳥獣保護事業計画の基本指針を策定します。これに則しまして、都道府県が鳥獣保護事業計画を定めることとしております。鳥獣保護区の指定等によりまして生物環境の保全・整備を図り、また、狩猟制度の管理等により鳥獣の保護・規制等を行っております。現在、国指定の鳥獣保護区は全国で66カ所、約54万ヘクタール、都道府県指定は全国で3,846カ所の約314万ヘクタールといった状況でございます。

次に、鳥獣保護法は、これまで、時代の要請を踏まえまして何度か改正されておりますが、平成11年に制度化されました、特定鳥獣保護管理計画制度について若干説明をさせていただきます。

これは科学的・計画的な野生鳥獣の保護管理、いわゆるワイルドライフマネジメントを実施する目的で制度化されておりまして、現在、この計画は42の都道府県で83の計画が策定されております。徐々にではございますが、着実な取組が進められているところでございます。計画の目的は、地域個体群の長期にわたる安定的維持でございますが、シカやイノシシなど地域的に著しく増加している種、または、クマ等の地域的に著しく減少している種を対象に計画を策定することとしております。

計画策定の流れにつきましては大まかに下の図の方に示しておりますが、計画策定とこれに基づく保護管理の実施を行いつつ、生息密度や個体群の構成、被害状況をモニタリングし、その結果をフィードバックしながら計画的・科学的な個体群管理システムを確立していきます。この特定計画は都道府県で策定しますが、環境省としましては、特定鳥獣保護管理技術マニュアルを作成しまして、計画策定に当たっての技術的な支援等を行っております。

次に、鳥獣による農作物被害の状況でございますが、近年では被害面積が約14万ヘクタール、被害総額は約200億円で推移しております。特に、シカ、イノシシ、サルの被害が深刻な状況になっております。

鳥獣被害の影響は、耕作放棄地の要因ともなっております。平成17年は38万6,000ヘクタールの耕作放棄地がございますが、この要因についてのアンケート調査を平成14年に実施してありますが、これでは約2割の人が、鳥獣被害が多いことを耕作放棄地の要因に挙げております。有害鳥獣被害の問題、これは鳥獣の捕獲等の対策だけで解決できるものではなく、山村集落のあり方、里地里山をどう維持・保全していくかといった視点からも検討・対応していくことが重要でありまして、関係省庁との連携・強化をさらに図っていくことが重要と考えております。

最近、被害が深刻になっておりますシカやイノシシの捕獲数の推移をグラフ化しておりますが、赤で示しておりますのが狩猟によるもの、上の青いものが許可捕獲、ほとんどがいわゆる有害駆除でございますが、捕獲数は年々このように増加しております。平成15年度では、10年前と比べまして、シカ、イノシシとも2ないし3倍で、イノシシは約20万頭、シカが16万頭の捕獲実績となっております。これだけの狩猟圧をかけても依然として農林業被害は減っていないというのが現状でございます。

次に、シカ、イノシシの生息分布の状況を見てみます。これは環境省が行っている自然環境保全基礎調査をもとに作成しておりますが、問題となっておりますイノシシ、ニホンジカなどはいずれも生息分布が拡大しております。緑色が2003年と25年前の両方で生息が確認された地域でございます。黄色が2003年のみに生息が確認されたところ、赤色で示してあるのが25年前だけに確認されたところでございますが、いずれも黄色い部分が非常に増えている。ニホンジカでは、25年前に比べまして約1.7倍、イノシシでは1.3倍に生息域が拡大しております。ここには示しておりませんが、このほかカモ

シカでも1.7倍、ニホンザルでも1.5倍といったような状況でございます。こうした原因としては、廃村、集落の消失による水田等の放棄、また、積雪量の減少などが挙げられております。

こうした農林業への被害の発生状況や、一方で生息数が減少している鳥獣もいることから、今般、鳥獣法を改正したところをごさいますて、この概要につきましては、大きく狩猟規制の見直しとして4点、保護施策の強化として2点、表にしておりますが、ここには次のページから説明をさせていただきます。

まず、狩猟規制の見直しの一つとしまして、今般農林業被害を防止するために、全国で1,062カ所、約210万ヘクタールある休猟区のうち、都道府県知事が指定した区域では、特定鳥獣の捕獲ができるように措置しました。二つ目としまして、狩猟免許の区分を見直しております。現在、狩猟免許は第1種銃猟免許、第2種銃猟免許、網・わな猟免許の3区分でございますが、特に農家等の方の狩猟免許の取得促進を図って、農林被害等を軽減していこうということから、網・わな猟免許につきましては、網猟免許とわな猟免許に区分しました。これは網猟免許は主として鳥類、わな猟免許につきましてはイノシシとかシカを対象に捕獲しておりますが、いずれも免許をとりやすいように、鳥類と獣類の両方を勉強したり、これに係る猟具の知識等の習得をしなくていいように、片方ずつできるように免許区分を二つにしました。これにあわせまして、狩猟税の税率も2分の1ずつにすることとして地方税の改正も行われることとなっております。

三つ目としまして、入猟者承認制度というものを創設しております。これは区域または期間を定めて鳥獣捕獲を禁止しているところにおきまして、農林業の被害の発生からこの捕獲禁止措置を解除すると、過剰な狩猟によって再び生息数の減少が危惧される場合に、都道府県知事はあらかじめ区域を定めて入猟者を制限することができるといった仕組みでございます。例えば、都市近郊等におきましてこれまで組織してきました捕獲禁止措置を解除しますと、大勢の狩猟者が集中して過剰な狩猟圧がかかる恐れがあるということから、これらを排除することが目的です。

狩猟規制見直しの四つ目でございますが、人への危険予防の見地から、危険性の高いわなの使用を禁止、制限できる区域を設定することができるいたしました。また、網・わなの違法な設置を防止するために、すべての網・わなにつきまして設置者の住所・氏名等の表示を義務付けることとしております。

次に、鳥獣の保護施策の強化としまして、今般、新たに鳥獣保護区における保全事業を創設しております。鳥獣法に保全事業を明確に規定いたしまして、鳥獣保護区の生息環境の保全等を図っていくということとしております。国指定鳥獣保護区のすべてが対象になりまして、具体的な事業内容としましては、ここに掲げてありますように、鳥獣の繁殖、採餌、休息のための生息地の整備、鳥獣の生息する湖沼等の水質改善などを行うこととしております。

保護施策の二つ目としまして、輸入鳥獣の識別措置を講じることとしております。鳥獣の違法捕獲、違法輸入を防止するため、適正に輸入された鳥獣であること、また、違法捕獲したものではないということがわかるように環境大臣が標識を交付しまして、この標識を装着する義務を課すこととしております。

続きまして、今回の法改正に伴いまして国が定めることとしております基本指針を新たに策定をいたします。その概要につきまして簡単にまとめておりますが、基本的な考えとしては、きめ細かな保護管理の実施でありますとか、保護管理に携わる人材の育成、また、狩猟者の確保等を図ることを明示しております。鳥獣保護事業のきめ細かな実施につきましては、具体的には今回、鳥獣を、希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、一般鳥獣と区分いたしまして、それぞれの区分ごとに保護管理を実施することとしております。

次にいきまして、制度改正にあわせまして、鳥獣の保護管理のより一層の適正化を図っていくために、平成19年度から新たに人材育成事業を始めることとしております。保護管理計画の策定や調査、実施指導、捕獲指導等に当たる人材を登録できる仕組みを構築しまして、専門家を確保しながら研修による資質の向上、また、登録専門家のフォローアップを行っていくといったものでございます。

また、19年度からもう一つ、広域分布型の鳥獣保護管理対策をさらに推進していくこととしております。18ページに資料を整理しておりますが、国が都道府県と一体となって広域保護管理指針を策定し、指針に沿って効果的な広域鳥獣保護管理事業をモデル的に進めていくために事業を拡充しております。具体的には各都道府県間で特定鳥獣の捕獲数とか被害状況等をリアルタイムで情報交換できるようなプログラムの開発でありますとか広域特定鳥獣情報ネットワークの体制を構築していく考えでございます。

最後のページになりますが、近年、過疎化による手入れ不足等により、里地里山の質の低下が顕在化してきておりまして、このことが鳥獣の侵入を促進し、農林業等の被害が増加している原因にもなっております。鳥獣被害を軽減・防止、また、生物多様性の保全を図っていくために、里地里山の適切な保全・維持を図っていくことが重要でございます。里地里山の保全への取組として、里地里山保全再生モデル事業を平成16年度から全国4地域で、関係省庁、地方公共団体、NPO、専門家などと連携・協力して行っておりまして、里地里山保全再生のための地域戦略を策定し、また、里地里山の保全活動や持続的取組に向けた課題等の検討を行って、全国に取組みを発信していくといったものでございます。また、平成19年度から、新たに里地里山里親プラン事業をスタートさせます。これは団塊の世代の都市住民等が里地里山保全のボランティアに参加しやすいよう、活動場所の斡旋とか専門家の紹介を行って、関係者の円滑な調整のもとにボランティアスタッフの確保等に努めていくといったものでございます。

今後とも、関係省庁との連携をさらに密に図りながら、里地里山の保全に取り組み、こうした取組みを通じてより適切な鳥獣保護管理の推進、そして、生物多様性の保全を図

っていきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

続きまして、主に第2の危機に対応する農林水産省の施策について、農林水産省よりお願いをいたします。

【落合農林水産省環境政策課長】 農林水産省の環境政策課の落合と申します。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。

本日は、農林水産省の施策としては、今お話にありましたように、主にいわゆる第2の危機に対する里地里山等に対する活動の支援などの取組についてご説明したいと思ひます。

現在の食料・農業・農村基本法では、基本的な考え方といたしまして、多面的機能の適切かつ十分な発揮であるとか、農業の自然循環機能の維持・増進ということを進めて、これによって、農業の持続的発展を図るということを理念としています。そんなことも踏まえて、農林水産省では農林水産環境政策の基本方針といったものを定めまして、農林水産省が支援する農林水産業は環境保全を重視するものに移行していくんだという方針を明らかにしています。

それで、今日は第2の危機の対応として主にご説明をさせていただきますが、農業生産活動そのものは、やり方によっては環境への負荷が大きくなるといった認識も踏まえまして、また、農林水産業の場は国土の大半を占めているということから、いわゆる第1の危機への対応という観点からも、農業生産自体も環境に配慮したものへと転換していくことが必要だということから、環境保全型農業の取組等の状況についても先にご説明をさせていただきますたいと思ひます。

資料が、ちょっと順番が入れ替わっておりまして申しわけないんですが、資料の6ページの方からご覧いただければと思ひます。6ページの方に、環境保全型農業の推進ということで、環境規範の普及であるとか、エコファーマーの認定促進であるとか、現在、取組を進めているものが幾つか書いてあります。これに沿って、幾つかご紹介したいと思ひます。

7ページ目は、農業環境規範でございます。農業環境規範は、環境と調和のための基本的な取組をすべての農業者が着実に実践することが大事だという考えのもとに、農業生産活動における環境保全に向けた基本的なポイントについて取りまとめたものでございます。具体的な内容は右に七つほど示してあるとおりでございますけれども、こういったものをこの規範の普及・定着を図るために、いろいろ、農林水産省で取り組んでおりますいろんな事業の要件とすることなど、ほかの施策との関連づけを進めるなどして、順次、普及を図っていきたいということにしております。

次に、8ページでございますけれども、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律とございますけれども、いわゆるエコファーマーの支援というものでございます。

右に絵があるように、土づくりに関する技術とか化学肥料の使用低減に関する技術とか、化学合成農薬の使用低減に関する技術、これを一体的に導入する計画を立てまして、都道府県の認定を受けた農業者をエコファーマーとしまして、これに対する支援をするという仕組みでございます。認定件数は順調に増えておりまして、平成18年9月末現在で、今、11万件を数えるという状況になっております。

次の9ページでございますけれども、農地・水・環境保全向上対策（営農活動への支援）でございます。これは後で農地・水・環境保全向上対策の方は基本的なところが出てきますが、これも地域でまとまってこういった環境保全に配慮した取組をする農家に対して支援をするというものでございます。

10ページ目が有機農業の推進法でございます。昨年2月に、議員立法によって有機農業の推進に関する法律というものが成立いたしました。この法律は、有機農業を総合的に推進するということを目的としまして、有機農業者の支援とか技術開発の促進であるとか消費者の理解と関心の増進など、こういったことを国とか地方公共団体が行うことを規定しております。今現在、国が定めるということになっております、有機農業の推進に関する基本的な方針というものを食料・農業・農村政策審議会の生産分科会において今審議中でございます。

次に11ページでございます。IPM、総合的病害虫管理と言いますが、これの普及・定着ということでございます。環境保全型農業を進める手段としまして、病害虫防除において、化学合成農薬の代替技術として、総合的病害虫管理を推進しようということです。IPMと言いますが、図にありますように、物理的、生物的、耕種的防除、こういったものを組み合わせて、なるべく化学合成農薬の使用を減らしていこうと。かつ、農作物の被害を許容の水準以下に必ずしていこうと、こういった技術でございます。現在、取組の推進を図るために、IPMのマニュアルみたいなものをつくるとか、あと、農業者による目標設定評価を連続的に実施できるような、実践指標といったものを地方自治体においてつくってもらおうと、こういったことを進めております。

以上、農業自体の、農業生産活動自体を環境保全に配慮したものにしようというような取組を全体的に進めているところでございます。

次に、12ページ目は鳥獣害防止対策の推進というふうになっておりますが、これは先ほど環境省の方からもいろいろお話があったところです。これから先が主に里山の管理というようなものが行き届かなくなっていることによる第2の危機に対する対応ということで、ご説明したいと思っております。

申しわけありませんが、資料を最初の方に戻っていただきまして、資料の1ページ目になります。いわゆるこの第2の危機への対応としましては、農業、林業、それぞれの視点によって、いろいろな活動の支援といったような取組を行っておりますけれども、これについて幾つかご紹介したいと思っております。

最初、1ページ目は、主に、農業・農村における取組として、農地・水・環境保全向上対策、農村景観・自然環境保全再生パイロット事業、耕作放棄地対策とございますが、これについて順番にご紹介いたします。

2ページ目でございますけれども、農地・水・環境保全向上対策でございます。農地や農業用水、こういった資源は農業者の生産基盤ということであるとともに、食料の安定供給だとか国土保全、自然環境保全など、農業の有する多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本だという認識のもとに、これまでこういったものについては、集落とか地域とか、そういったところの共同活動によって維持されてきたといった面が大きいわけですが、これが近年、高齢化とか混住化とか、そういったことによって非常にその保全管理が難しくなってきたということに対して、この地域共同による取組について、効果の高い活動を実施する地域へ支援を行うといったものでございます。

具体的には、次の3ページのところでございます。いろいろな、多様な主体が参画して地域の共同による活動を行うこういった活動組織に対して支援を行うということで、先ほども少し触れましたけれども、さらにこの活動を行う地域の中で、環境負荷を軽減する先進的な営農活動、環境保全に配慮した農業をすることに対してもさらに支援をすると、こういった取組でございます。平成18年度、全国でモデル的な支援を行いまして、政策の実効性の検証などを行っておりまして、来年度平成19年度より本格的に実施することとなっております。

次が4ページでございます。二つ目は、農村景観・自然環境保全再生パイロット事業でございます。この政策は、農村において景観保全活動とか自然再生活動とか、そういったことを地域密着で行っているNPOとか、そういったものに対して公募式で支援を行うというものです。例えば、棚田の保全などの農村特有の良好な景観形成の促進に関する活動であるとか、生き物の調査とかビオトープの造成とか、そういったものの、生態系の保全に関する取組だとか、こういった活動に対して直接支援をするということで、平成18年度については全国の64地区に対して支援を行っている状況でございます。

次に5ページになります。5ページですけれども、これは耕作放棄地対策でございます。現在、担い手の高齢化などによりまして、耕作放棄地は全国で38万ヘクタールに達しております。これは埼玉県とか滋賀県の面積に匹敵するということで、非常に大きな面積になっております。このため、病害虫が発生したとか、先ほども話にあった有害鳥獣の潜入だとか、さまざまな問題が発生しておるということで、この解消、発生防止は緊急の課題となっているというところでございます。

農林水産省では、地方公共団体とか農業団体等と連携しながら、具体的な活動を一層計画的に実施しようということにしております。具体的には平成17年9月に改正農業経営基盤強化促進法というものを施行しまして、市町村が基本構想を策定することによって、それに従って、遊休農地の農業上の利用を促進するといったことを進めております。具体

的にはこの基本構想によって、要活用農地と、農地としての利用の必要性に乏しい農地というものを振り分けまして、活用すべき農地については、担い手への農地の集積だとか、多様な主体の遊休農地の活用、これは市民農園利用とか、中山間地域の直接支払による生産活動の継続とか、こういったものを図っていくということでございます。また、農地としての利用の必要性に乏しい農地というところについても、市民農園などの活用ができるところについては積極的に支援していこうということになっております。平成18年10月の時点で、1,200の市町村、数字としては全国の7割の市町村が基本構想の策定を完了しているという状況でございます。

次に、少し飛んでいただきまして、13ページになります。ここも里山林の整備のための主な施策ということで、主に林野の分野での取組についてご紹介いたします。この里山林などが人々に継続的に利用されて維持されるように、地域とボランティア、NPO、こういったものが連携して、里山林の利用活動とか保全・整備活用、環境教育の活動などを推進しようということでございます。ここでは、そこにあります三つの取組等についてご紹介させていただきます。

14ページでございます。14ページで、それに当たっての基本的な方向性を若干ご紹介したいと思っております。基本的に、森林については、目的に応じた森林整備の方向ということで、森林・林業基本計画において、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるために、森林をここにある三つに区分しております。「水土保持林」「森林と人との共生林」「資源の循環利用林」ということでございます。この区分ごとに重視すべき機能に応じて、森林の整備を誘導するということです。これを国民の理解の推進を図りながら、企業、NPOなど、多様な主体による国民参加の森づくりを推進するというようにしております。ボランティアによる森林整備活動の現状ということで、右の方に幾つかグラフがありますがけれども、図1にありますように、ボランティア活動への関心というのは、近年、非常に高まってきているということでございます。2番目にあるようにどんなことが課題かということ、参加者の確保だとか指導者の確保だとかそういったことのほかに、活動に当たっての資金確保が非常に大きな障害となっているという結果もございます。一方で、一番下でございますけれども、ボランティアを受け入れる森林所有者側の意向ということでございますけれども、これは6割が受け入れを許容するというような結果になっているということで、こういったことを踏まえて支援策を充実しまして、条件整備を進めていくといったことによって、国民参加の森づくりを進めていきたいということでございます。

15ページに、施業実施協定について載せてございます。これは森林所有者とボランティアの橋渡しをするというもので、ボランティア団体と森林所有者が活動の対象区域だとか森林施業の実施に関する協定を結びまして、これを市町村長が認可して行っていくという仕組みでございます。この制度の特徴としましては、各種活動資金の確保だとか活動フィールドの確保といったことに加えて、森林の所有者がかわっても活動を継続して行える

ような承継効といった、こういうものを位置づけていることが特徴となっておるところでございます。

この施業についてはまだ始まったばかりでございます。平成17年度現在で、まだ全国で9協定ということですが、今後、国民参加の森づくりとか森林整備を国民・社会全体で担うという意識が醸成されていくことを期待しております。

16ページでございます。16ページにこの協定の事例等を幾つか載せてございますので、またご覧いただければと思います。

次に17ページでございます。これは里山エリア再生交付金でございます。この事業は、花粉の発生源対策とか、タケ侵入対策だとか、耕作放棄地や野生鳥獣害の対策など、いろいろ、里山が抱えます課題に柔軟かつ効果的に対応するために、居住地の周辺の森林とか居住基盤に関する整備を、地域の創造力を生かして総合的に実施するという事業でございます。計画の策定や変更の簡素化といったものを進めまして、計画主体の提案する地域の創造力を生かした整備が行われるということで、地方の自主性、裁量性の高い仕組みとなっております。平成18年度には、全国で427カ所を実施しようという状況でございます。

最後に18ページでございます。地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業ということでございます。この事業は、社会全体で森づくりを支えていく気運を醸成するということと、多様な主体の参加によって国民参加の森づくりを進めるということを目的としております。

里山林を含む森林づくり活動への企業とかNPOの参加を促進するために、2にありますように、平成19年度より活動をサポートする体制を整備していくということにしております。企業にとっては、森林づくり活動になじみが薄いというようなことで、活動場所とか方法がわからないとか、どこに相談していいかわからないといった理由から、なかなか具体的な行動に結びつきにくかったといったことを受けて、森づくりコミッションというものを設立しまして、企業に対して具体的な実施箇所の紹介だとか、土地所有者との連絡・調整だとか、苗木や作業具等の調達先の紹介だとか、指導者の紹介だとか、そういったサポートを行ってもらおうといった活動を支援するというようにしております。

また、3にありますように、シンポジウムの開催とか、環境貢献度を評価するための調査、こういったものを進めていくということでございます。

以上、主に、第2の危機に対する農林水産省の取組ということで説明させていただきましたが、生物多様性の保全に関しましては、これまでいろいろ見直しに向けた議論の中でも、各省それぞれ主体的に取り組むことが必要であるというようなご指摘を多々受けておりました。この秋に国家戦略が見直されるということを機に、これにあわせて農林水産省でも生物多様性保全の観点から、総合的な対応については今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。これで、国からの点検結果の一通りの報告が終了いたしました。

引き続きまして、国以外の主体の生物多様性保全の取組として、今年度は民間企業の取組事例について報告書にも掲載されている全日本空輸株式会社と鹿島建設株式会社の担当部署の方にお越しいただいておりますので、ご報告をいただきます。

まず最初に、全日空環境・社会貢献部長の大槻様、よろしくお願いをいたします。

【大槻全日空環境・社会貢献部長】 全日空の大槻と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。座らせていただきます。

私どものANA環境社会貢献部というところは、2003年ぐらいまでは航空機といえどもとも騒音ということがありましたので、環境対策はこの騒音ということが中心でございました。2004年以降ですけれども、CSR活動を軸としたということで、環境保全ですとか社会貢献という名前をつけまして、持続的にもしくは継続的に行う部署として活動を行ってきております。

主な内容が、エネルギー排出の取り組み、3R、廃棄物、今日お話しする、植林、サンゴ、国際絵本コンクール、グリーン購入、赤い羽根募金等々、こういうボランティアの事務局なども昨年ぐらいから始めさせていただいております。

今日は、この中で植林とそれからサンゴの再生というところの2点にご案内をさせていただきたいと思っております。森づくりにつきましては、「私の青空」というふうに名前を打ちまして、2004年から始めております。人と森のつながり、次世代につなぐということで着手をしておりますけれども、航空会社は、ご承知のように飛行機からCO₂をたくさん出してございまして、年間約760万トンぐらいのCO₂を出してございます。この代替燃料というのがなかなかない。このCO₂については、抑制なり削減なりということを当然努力してまいりましたけれども、一番の効果は新しい飛行機に換えていくということが最も効果的だということで取り組んでおりますけれども、このCO₂吸収源対策と、こういうところの二次的な要素として睨みながら、活動を展開してきております。実は、その最初、04年のときに、航空会社ですので、空港が日本全国にたくさんあるということで、空港を拠点として、その近くをもって植林を続けていこうと。これが10年計画でございまして、約50カ所の空港の近くで木を植えていくという計画になっております。あと、国際の部分につきましては、海外ですね、タイとかミャンマーをやってきましたけれども、これからの場所、オンラインという、当社の飛行機が飛んでいるところということで、今後も検討していくということになっております。

これは今まで2004年からずっと続けてきた場所です。森の名称と空港がどこかということと、どういう活動と申しますか、1カ所は大体3年をめぐりにやってきております。というのは、最初に苗を植えて、その後育成をしたり、もしくは雑草刈りをするという

ことで、今までで約16カ所やってまいりました。10年かけて50カ所ですから、年間大体5カ所ぐらいやらなければいけない。どんどんどんどん雪だるま式に広がっていくという構図になっております。では、どうやって場所を決めるのかといいますと、当社は空港及び市内にも支店を持っておりますので、そういう人間のネットワークを持ちまして、地元で強い市内支店もしくは空港所、そういうところからいろいろと話を伺って、オファーをこちらからお願いしたり、もしくはオファーをいただいたりというようなところが今までありまして、今年もまさにその調整を下期もしくは来年度に向けてやっているところでございます。

この写真は、昨年の信州で行いました「羽田空港・信州の森」ということで、300名以上の方たちが集まって、この場合には間伐をいたしました。東京とそれから信州の大学の方たち、学生さんたちが主に来ていただいて、いたしました。これは同じく昨年の「げんじの森」というところの写真でございます。過去3年の実績ということで、先ほど言いましたように、3年間継続して、場所によっては、これもそれぞれのところで全部違うんですけれども、企業複数参加型、ANAがこういうのをやりたいということで、ぜひ地元の企業の方が参加をしたいというような部分もございまして、企業参加型という場合には実行委員会をつくりまして、実施をしてきております。グループ社員、それから、地元のボランティアの方、学生さんたち、多くの参加型で実施をしてきております。実際にやるに当たっては、事前調整に非常に時間がかかる。1カ所がすぐ簡単にできるかというとなかなか難しく、地元の窓口の方、もしくは森林組合の方たちと具体的な話を進めながら、やってまいりました。ただ、その場合に、企業依存度が高い地元というのは、非常に今までも課題を残してまいりました。それから、植林、間伐、森林浴、レジャーなど、方向が明確でない場所も何カ所がありましたので、今後はきちんとその方向性を持っていきたいというふうに思っております。

今までも、この植林をやるに当たっては、私どもは京都大学のフィールド科学教育研究センターとコラボレーションしておりますので、必ずその場所に行って京大の先生に植林の話をしていただくと、こういうのを必ずつけるようにしております。

今後の課題と方針ということでは、植林、まず、木を植えること、これをメインの取り組みにしていく。中には間伐があるかもしれませんが、やはり、人手がたくさんいる、非常に安全性の要るところで問題があるというような部分もありますので、決してやらないという話ではないんですけれども、まず、一義的に植林ということを中心に組みにしていきます。それから、その土地土地の適した木、これが必要だと。どんな苗がどこの土地に適しているのかと。これはやはり専門家じゃないとなかなかわかりませんので、地元の植林専門家の指導が必ず必要だというふうに認識しております。また、企業と申しまして、限られた予算というのがございますので、企業誘導というのは自治体からの土地、苗木、指導者、こういう協力体制が必要不可欠だというふうに思っております。

ボランティアの力を出すということが環境保全に繋がるということの認識、この必要性和それから啓蒙、これについては今後も継続をしていきたいと思っております。

また、京都議定書の中に、森林によるCO₂吸収3.8%という仕組みがあるんですけども、先ほど農水省の方のご説明にもありましたが、今後、国内において、この吸収の仕組みというのを企業がこれからどんどんこういうこともやっていく、もしくはボランティアの方がやっていくということが増えていくと思っておりますので、わかりやすい仕組みづくりというのをぜひ進めていっていただきたいなというふうに思っております。

次に沖縄の方のお話でございますけれども、これはお手元に『チーム 美ら（ちゅら）サンゴ』というパンフレットがありますが、この「チーム 美らサンゴ」というのは、沖縄とそれから本土の企業、今13社が一緒になって進めている活動でございます。これも04年度から始めてまいりました。「チーム 美らサンゴ」活動の組織構成ということで、企業による支援それから自治体による支援、真ん中に協力ということで、場所は一度変えましたけれども、基本的には同じところで、恩納村というところでやっております。サンゴの植え付け、そして一般ダイバーの参加の方たちによるこの活動を行っております。

活動の目標は、サンゴの自然再生を促進するということで、こういう活動のフローの中で進めてきております。この写真を見てもおわかりかと思っておりますけれども、私も実は海の中に潜れるわけではありませんので、余りこのサンゴそのものを専門的ではありませんけれども、この写真は18年の春に植えたものです。17年の秋に植えたものは、このように少しずつ立派なものになってきております。やはり、最初というのは、魚による食害ですとか、それから、何もかぶせていなかったことによる魚に食われたとか、もしくは温暖化による白化というような状況がずっと出てきておまして、初年度については育成がなかなかうまくいきませんでしたけれども、少しずつ少しずつ育成というのが進んできております。これが植え付けの図で、専門家の方たちにこの手づくりのカゴ、こういうものを岩の上に載せて、食害から守ってきたというところなんです。サンゴを増やすためには、まず養殖をして、そして、岩に取り付けて増やしているという状況です。これが植え付けの準備の写真でございます。最初はピン式でしたけれども、サンゴ礁が固着してしまって、17年から基盤式のものに変えた。沖縄においては、最初、移植と植え付けということで、いろいろ、当初やっている中で、言葉のとらえ方で随分トラブルがあったというふうに聞いております。

いずれにしても、県の許可でサンゴを採らなければいけないわけですけども、今現在はサンゴの破片、要は自然の環境で折れたものなどを持ってきて、サンゴの養殖をした上で植え付けをする。移植ではありませんということで、「植え付け」という言葉で統一をしております。今までのサンゴの植え付けの結果で、これは「チーム 美らサンゴ」というホームページに載せております。やはり沖縄の方で一番大きいのは、この白化現象ということですね。先ほども言いましたように、いろいろな道具を使って大分育成はされてき

ておりますけれども、やはり白化というのは自然のもので、なかなか、広い海の中で、今後も、まだまだ難しい状況というのは持っております。

私どもの今後の課題ということでは、サンゴが一番多い沖縄なんですけれども、なかなか、実際にやっていると、沖縄の方は余り海に潜ることもないようで、子供たちを含めて大人もこの実態を知ってもらわなきゃいけないということで、やはり沖縄の方たちの主導型のサンゴ保全、こういうことのために、教育ですとかそれから啓蒙していく必要があるということで、年に1回、フォーラムというのを沖縄で開かせていただいておりますので、環境フォーラムを今年は立教大学それから沖縄大学、こういう方たちとチームを組んで、東京と沖縄の子供たちが相互に交流できるプランをこれから組み立て、今現在、まさに組み立てているところです。同じように、やはり企業だけではできない話ですので、産・官・学と、こういう連携をし合って、今後も取り組みをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

続きまして、鹿島建設環境本部地球環境室長の小池様、よろしく願いをいたします。

【小池鹿島建設環境本部地球環境室長】 鹿島建設の小池と申します。私の方からは、建設業の生態系保全への取り組みということで報告をさせていただきます。

今日の報告でございますけれども、まずその説明内容ですけれども、最初に簡単に事業の概要、それから、建設業と生態系保全の関わり、それから、鹿島の生態系保全指針、その具体的取り組み、今後の課題という形で進めてまいりたいと思います。

まず、我々の事業概要なんですけれども、総合建設業ということで、我々建築が70%、それから土木が24、開発事業が6%ということでございます。売上高、従業員等はそこに書いてあるとおりですが、全国で約2,000の工事事務所が動いているということです。

それで、当社の環境への取り組みなんです、基本的には建設業の環境負荷、例えば資源多消費であるとか、あるいは我々の製品は非常に長期に使用される、あるいは、自然と人間の接点で活動するというようなことを踏まえまして、温暖化防止、それから、資源循環、有害物管理ということと並んで生態系保全というのを、四つの重点課題の一つに位置づけているということでございます。

次、お願いします。そして、我々の生態系保全への取組みの背景ですが、今ちょっと簡単にご紹介しましたように、まず、我々の製品である構造物、これは非常に大規模で、それから、長期間存在するというので、言いかえれば、地域の生態系の一部になるという、そういうものでございます。それから、実際にそれをつくっていく中では、やはり地形の変形等を含めて、かなりの地域の環境に大きな変化を与えるということでございまして、基本的には生物多様性との関わりが非常に大きい産業だというふうに認識をしております。

そういった認識に基づきまして、社内にもそういった活動への取り組みの必要性というのを展開していかなければならないわけですが、基本的にはそういったことはどういうふうに事業と関わってくるかということを経験の方によく知っていただきたいということで、社内的には二つの観点で説明をしております。一つはリスク管理。これは建設事業により生物多様性を損なわないようにしようということなんですが、ちょっと次のページを。

これは例えば、具体的にはそこに三つほど事例を挙げておりますが、例えば1番目は、緑化に当たって、本来使用してはならないものを使ってしまふとあるとか、あるいは、ピオトープの造成の中で、本来その地域の中ではふさわしくないものを導入してしまう。あるいは、実際にいろいろな生物を保全するために導入をしたいろいろな構造ですね、それが必ずしも適していなかったというような、そういった幾つかの実際の事例があるということで、これに伴う我々のリスクということであれば、例えば、そういったものは基本的には修復しなきゃならない。さらには、我々事業主、あるいは我々も含めて実際にそれを計画・施行を担当した主体としての社会的な信頼が揺らぐという、そんな説明をまずしていく。特にこれは設計、施行部門の人間にはしております。それから、もう一つは、こういった生態系をうまく活用することによる建設事業の付加価値の向上ということで、例えば、幾つかそこに、実際にそういった事業における生態系の価値を高める、生物多様性による事業価値の向上ということで幾つかの事例が出ておりますが、例えば1番目はいわゆる生活の質の向上、それから、2番目はそういった癒し効果ですかね、そんな観点で生物多様性というのは非常に重要な働きを持っているということでございますが、例えば住宅開発であるとか、あるいは、そういったリゾート系の事業ですね、そんな中でうまく活用していきましようというような話の一つ。それから、一番下に韓国の清溪川の例がございますけども、都市の価値の向上といえますか、そんな中でも、都市の中に良好な水と緑ですね、そういうものを導入していくということも非常に重要な位置づけを持っている。これは、特に都市の国際的な競争力にも関わってくる、そんな話を、特に計画・設計ですね、そんな部門の人間にはしているということでございます。

そういった背景を踏まえまして、当社として2005年に生態系保全行動指針というのを作りました。ここで基本理念といいますか、今申し上げましたように生態系保全というのは良質な社会基盤整備を担うという、当社の社会的使命ですね、それを実現するための非常に重要な課題であるというような認識を持っております。

それに基づいて、具体的にどういう行動を展開していくのかということなんですが、そこに六つございます。一つは、生態系保全は当社の事業活動の非常に重要な課題であるということで、しっかりとマネジメントの中で展開をしていこうということ。それから、法令遵守を初め、コンプライアンスをしっかりと徹底をしていく。それから、3番目に、社員の認識を向上する。そのために生態系保全に関する教育を組み込んでいく。それから、建

設事業における取組みということで、我々の保有する情報・技術ですね、そういったものを積極的に工事の中に展開をしていこうと。それから、研究開発、社会貢献、この六つを我々の行動指針の中に掲げております。

次のページをお願いします。スライドと皆さんのお手元の資料が食い違っているんですが、そのポイントは、皆さんのお手元には実際の主体ですね、どこがやるんだというところがちょっと抜けていましたので、それをスライドの方は組み込んでおります。こんな形で、環境委員会の中に生態系保全部会というのをつくっておりますけれども、そこ生態系に関連する部署が連携をしながら社内的な取組みを進めているわけですが、特に設計それから施工、営業まで含めまして我々の事業に関わるところにつきましては、先ほどの行動指針の1から4ですね、マネジメント、コンプライアンス、教育それから事業への展開というところが該当しております。それから、その下の、いわゆる要素技術・手法の整備というところは研究開発が該当してくる。それから、社会とのコミュニケーション、これは6番目の社会貢献というところが該当しているということで、基本的にはこの行動指針は、我々が生態系保全について取り組んでいるところを一応網羅した形で構成をしているということでございます。

それで、その次に、この行動指針に基づいて具体的にどういう取組みをしているかということなんですが、まず一つは、このマネジメントの組み込みということで、従来より設計については、例えば環境配慮チェックシートの中で、生態系保全というのは非常に重要な要素として位置づけられているわけですが、施工に関してはそういったものがまだ組み込まれていないということで、整備をいたしました。実際にこういったものを組み込んでいく過程で全土木現場に対してアンケート調査等を行いまして、いろいろな情報を集めているんですが、そこに簡単に幾つか情報が出ております。例えば、土木現場のうち、何らかの生態系保全の指示をされているというところが約17%。これは主にダム・トンネル・造成ですね。そういった工事で、約2割近い現場がそういった指示を受けている。その際に対象となった生物ですが、そこにありますように鳥類、それから植物ですか、そんなところが非常に多かった。このほか、具体的にどういう対策が必要になったか、あるいは、工事を進める上でどういった指標が出たか。そんなことも含めて、調査をかけております。それに基づいてつくりましたのが、右の環境管理計画書でございまして、基本的にはどういった生物種への配慮が必要かということをしかり特定をした上で、事前にどういことをしなければならぬかということ施工計画段階でしっかりと整理をしていこうということを実際に現場に指示する内容になっているということです。

それで、あわせて、生態系情報管理システム、これはなかなか、建設会社でも、この生態系に関する情報というのは一元的に管理をされていないということで、実際そういった現場を支援する、あるいは実際の社員の教育、あるいは営業的な活用ですね。そんなことも含めまして、生態系に関する情報を一元化したものを整備いたしました。この中では、

いわゆる関連法令としてどういうものがあるか。それから、実際に当社が持っている保有技術としてどういうものがあるか。それから、実際に工事でどんな対応がとられているか。それから、一般的に社会でどういう参考文献があるかというようなことをキーワードで簡単に検索できるようなシステムでございまして、これは今年の4月から、全社員が閲覧できるような形になります。

それから、次に、もう少し具体的な実際の工事への適用事例ですが、左側、これは赤城山中の工場での造成の事例でございまして、これはいわゆる流量調整池です。本来は三面張りの通常の無味乾燥な流量調整池だったんですが、当社の方で、いろいろな、生物多様性に向けての提案をして、ちょうど5年目でございますけれども、こんな形で非常に、地域の環境に馴染んだ、なかなかいい流量調整池になっているというふうに考えております。

それから、その右側、これは実は岐阜県の工業団地の造成のときの事例でございまして、これは実はアベマキという落葉樹の根株でございます。ここはちょうど、アベマキを中心とした里山が形成されていたということで、当社が造成を担当するに当たって、なるべくそういった環境を維持していきたいということなんですが、なかなか、アベマキというのは市販されている樹木でもないということで、極力保存するとともに、どうしても伐採しなければならないものはこんな形で根株移植ですね、そういうものを事業主に提案をして採用されたという事例でございます。

それから、その次なんですが、これは生態系の解析技術というふうになっておりますが、これはある住宅再開発の事例なんですが、当社はGIS、地理情報システムを活用した地域の、特に緑を中心としたそういう機能を評価するというシステムを持っておりまして、それに着目をされた事業主の方が新たに住宅団地を再開発するときに、近隣に非常にいい生態系があるんですね。そことうまく結びつけて、その価値を高めていこうと。そのための提案を求められたものでございます。

当社では、今回、特に指標生物としまして、シジュウカラですね、これを用いて、現状の緑を評価をして、それと同等の効果を持つような緑の機能を新たな住宅地の方につなげていくにはどうすればいいかという、そういった、特に緑化計画を中心に幾つかの案を提案しまして提出をしたというような事例でございます。

それから、最後の事例ですが、これは今、芝浦アイランドというところでいろいろ再開発事業をしているんですが、その再開発の協議会の中で、やはり芝浦地区の再開発のシンボルとして、何らかの地域再生ですね、地域再生のシンボルとして何か導入したいということで、当社が開発をしましたカニ護岸、これはコンクリート製の護岸なんですが、カニの生態を考慮してカニが生息できるような、そんな構造にした護岸ですが、これをぜひ採用しようということで、採用いただいたものでございます。

実際にこれを施工するに際しては、いろいろ地域の環境教育にも活用しようということで、事前に施工する前にカニを捕獲して、一定期間カニを飼育をして、また完成後に放流

する。これは地域の住民それから小学生の参加するイベントという形で開催をしております。それから、あわせて、これはカニ護岸の前に人工の潮だまりをつくっているんですけども、そこでの実際に起こった生態系保全の効果ですね、それを確認するためにいろいろな魚類調査等を行っていますが、それも一緒に参加をしてやっていただいているということで、特に都市域におけるこういった多自然型の構造物というのは、非常に実践的な環境教育の効果も高いという事例というふうに考えております。

それから、最後になりますが、今後の活動方針の展開ということで、特に当社として今不足している教育と社会貢献、これについてこれから力を入れてやっていきたいということです。

それから、基本的な、継続的な活動とありますけれども、これから引き続いて建設業としてどういうことをしていかなきゃならないかということなんですが、一つは、やはり、社内でいろいろこういった生物多様性を活用した成功事例、成功体験、そういったものなるべく共有をしながら社員の認識を高めていくということで、最終的には「話題作りから建設事業の必須要素へ」というふうに書いておりますが、社員の中の認識を一般化していきたいということ。やはり、建設業は基本的には請負産業でございますので、そうはいつでも事業主からほとんど何の要請もないよということでは、なかなか士気が上がらないということで、やはり、生物多様性への価値、それを社会全体で共有していく、そういう動きを広めていただければ非常にありがたいということでございます。

以上で私の報告を終わらせていただきます。

【熊谷部会長】 どうもありがとうございました。

では、細部事項となりますが、現在、環境省の方で進めている生物多様性国家戦略の見直しに向けた検討状況について、報告をお願いいたします。

【渡邊自然環境計画課長】 自然環境計画課の渡邊でございます。一番最後の資料9という1枚の紙でご説明をしたいと思います。

現行戦略からちょうど5年がたって、戦略の見直しをし、第3次の戦略をつくってまいりたいと思っています。その見直しに向けた、まず基礎的な勉強ということで、ここに掲げております6名の委員の方の懇談会、昨年8月に設置しております。検討テーマというところに挙げてありますように、例えば、里地里山の保全ですとか、保護地域と生態系ネットワークあるいは地球温暖化と生物多様性と、そういった、毎回、テーマを設けて、テーマに応じたゲストスピーカーをお呼びして、議論を進めてまいりました。来月、3月に、これまでの議論の論点を整理して、懇談会の議論は終えようと考えてございます。その上で、懇談会の検討・整理も受けて、全国を7ブロックに分けて、自治体、NGO、企業の皆さんに呼びかけて、地方ブロックごとにこの見直しに向けた説明会をし、第3次戦略に向けて意見を伺うということをご予定しております。そして、4月中をご予定したいと思っておりますけれども、この中央環境審議会の方に諮問をし、審議を進めていただければ

と思っています。これまでの4回の点検結果を受けた形で、また、冒頭、審議官からも話をいたしました、第10回の締約国会議に向けて、国際的な議論にも対応した戦略になるようにというようなことで審議を進めていただければと考えております。今年の秋に答申をいただければと思っております。

四角の中に、前回の見直しの際の審議の状況を載せてございます。3回の合同部会と合同部会のもとに設けた小委員会6回、開催をし、答申をいただきました。今回も、合同部会と小委員会を組み合わせる形で審議を進めていければと考えております。どうぞよろしく願います。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。国及び企業の方々から、一通りご報告をいただきました。盛りだくさんの内容でございましたので、一応、残り時間10分程度となりましたが、残りの時間を使って、本日、これまでの点検の方向について、ご質問等がございましたらご発言をお願いしたいと思います。多少は延びてもとは思いますが。

なお、次回の第2回合同部会において、生物多様性保全に関する今後の施策の方向について、改めて十分なお審議をいただくことになっております。もし、これに関してもこの場でご意見がありましたら、よろしく願います。

なお、次回の部会には出席されない企業のご説明に対する質疑があれば、ぜひ、本日のこの席上でお願いできればというふうに思っております。どうぞ、どなたからでも結構でございますので、ご発言をお願いしたいと思います。

それでは、西岡委員、願います。大勢の方がいらっしゃいますので、もし発言をなさる方は、西岡委員のようにネームプレートを立てていただければ順次お願いしたいと思います。よろしく願います。

では、西岡委員、願います。

【西岡委員】 次回見直しがあるということですので、一つつけ加えたいと思っております、いわゆる第3の危機まではいいんですけど、第4の危機としての温暖化の話ぜひ入れていただきたいということでございます。

この前、第1ワーキンググループ、IPCCの報告がございましたように、ふたをあけてみると、思ったより早く自然環境の変化が進んでいるということがわかりました。これが例えばサンゴの酸性化の話、あるいは渡り鳥の湿地の問題、さらには生態系自身が移動したり変化したりしている問題がたくさんございます。こういうことをぜひ次の見直しの中には入れていきたい。既に懇談会の方では幾らかの検討はなされていると聞いております。

また、これは、結局、国際的な今度の2010年の名古屋での交渉の中における一つの課題にもなるのではないかなと思っておりますし、また、国際的には、全体に温暖化防止、それから、生物多様性等々のいわゆるインターリンクエージというものが進んでおることでもございますので、ぜひ、考慮していただきたいと思っています。

以上です。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。特にご意見としてお伺いいたしておきますので。

それでは、服部委員、お願いしたいと思います。

【服部委員】 服部でございます。

企業の方から報告いただきました。甚だ詳しいので敬意を表する次第なんですけれども、全日空さんと鹿島さんと、ちょっと色合いが違うのかなと。全日空さんの方は商売に直接かかわり合えない、はね返ってこないようなところに投資されている。鹿島さんは、ある程度商売にかかわってくるような部分でやっておられるという面があって、多少違うと思うんですが、特に、私は全日空さんの方で、商売に直接かかわりがなくて、支出一方的な資金の使い方になっているので、こういうメセナ的な話というのは、バブルのころはものすごくそれがたくさんあったんですけど、企業内のスポーツチームも解散するとか、だんだんだんだん減ってきて、このところ、こういうのが、また復活しているというのは、非常に好ましいことだなと思っているんですが。さて、バブル以降でつぶれてきたような、そういう傾向に対して、全日空さんはどのような哲学といたしますか、多少、今、大槻さんからお話ありましたけれども、持ち出しになるような事業に対して、なぜそんなにできるのかなと。大企業だからできるのかなと。環境省からも、企業が大きいほど活動が盛んで、小さいほどできない、少ないというふうな話がありましたけれども、活動そのものの全体の数から言うと、NPOなんかはすごく多くなっているんですね。それで資金力がない。それに対して企業の方の活動は大企業ほどあって、中小企業とかまで回らないというふうな状況の中で、これが広まっていったらありがたいなという気がしているんですが。

質問は、組織・人員が会社の中でどのぐらいの規模になっているのか、あるいは、資金力が会社の総営業事業費に対してどのぐらいのパーセントがあるのかということ、わかれば教えてもらいたいなというふうに思います。

以上です。

【熊谷部会長】 全日空の大槻様、よろしく願いをいたします。

【大槻全日空環境・社会貢献部長】 はい。お褒めの言葉もちょうだいして、ありがとうございます。

実は、先ほどお話ししましたように、始めました2004年というのは、当社も非常に厳しい時期でございまして、決して、余裕があったからできたという話では、全くございません。その中で、当社もANAのグループというところで、そういう意味では、グループ、グループということ随分意識してまいりましたので、これをやるに当たっては、基本的にはボランティアですので、グループ社員の意識向上ですとか、そういうところにつながるためにも、こういう取組というのは、そういうお互いの醸成をするためにも非常にいい取組かなというふうに思っております。

予算の方につきましては、実は、非常に少ない金額でやっておりまして、今、ANA本体では1万2,000ぐらいの社員でございますけれども、グループを合わせますと今かなりの数字になっております。どのくらいかと言われると、なかなか、今、これですというふうに言いがたい。というのは、全体のトータルで持っておりますので、1カ所につきまして、どういう使い方をしているのかといいますと、一番お金がかかるのが、多分、苗代、それからそれにかかわる足代、食べるためのお弁当代という順番かなと思っております。場所につきましては、土地の提供につきましては、基本的に私どもは土地を持っておりませんので、やはり、先ほど申し上げましたように、地元の方たちのそういう協力がないと、この場所ですということができません。

次に、苗代につきましても、非常に高いところと、ただのように非常に安いところと、まだばらばらでございますので、こういうのも事前のところで調整をと。私ども1カ所について幾らというふうに予算を立てておりますので、できるだけそれをオーバーしないようなやり方。でないと、10年かけて50カ所はできませんので。多分、数字を言いましたら、そんなことでできるんですかというぐらいの数字かとも思います。そのためにも、先ほど申し上げましたように、場所、場所によって、地元の企業の方とコラボをしてやれるという場合もあります。そうすると、予算がある程度つきますので、もう少し大きな人数がたくさん集められるというようなところもございます。

このぐらいでよろしゅうございますか。

【服部委員】 1カ所どのぐらいでやっておられるのか、そのめど。

【大槻全日空環境・社会貢献部長】 1カ所ですか。金額の話ですか。

【服部委員】 はい。

【大槻全日空環境・社会貢献部長】 50万を超えないところでやっておりました。

【服部委員】 ありがとうございます。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

それでは、大澤委員、お願いいたします。

【大澤委員】 たくさんの話題がありましたので、重要なことだけ初めに申し上げたいんですけど。次回、十分議論されるようでありますので、ちょっと項目だけ申し上げておきます。

資料3の初めの環境省からのご説明なんですけど、先ほど審議官のごあいさつにもありましたように、COP10を2010年に日本で生物多様性条約についての会合を持つということからしますと、それについて、政府としてもどれだけ努力をしているかということが非常に問われると思うんですが、そのときに自然環境モニタリングというのは、モニタリング1000をやっているというようなお話でしたけれども、これが例えば具体的な内容としてどのぐらいのサイズの場所を、七百数十カ所ですか、現状あって、それが国土の自然環境のモニタリングにとってどういうふうに有効だとお考えなのか、その辺につい

て、次回でも結構ですけれどもご報告いただきたい。というのは、先ほど西岡さんのお話にもありましたように、地球温暖化等を背景として日本の原生自然そのものが非常に変わっているんですね。里地里山ということももちろん重要ですが、その辺についての、原生自然についてのベーシックなモニタリングというのをきちっとやっているのかどうかということですね。

それからもう一つは、コリドーについてお話がありましたけれども、これは先ほどのご説明ですと、1カ所について1万ヘクタール程度の面積ですね。それで、コリドーというのは、意味としては重要な保護地域を接続する、コネクティビティーを高めるというところに意味があるわけですので、それが3カ所程度あるということなんですけど、具体的に意味のあるような形のコリドーを計画しているのかどうか。その辺についても、具体的にきちっと評価をしておかないと、単にコリドーをこれだけ確保していますというようなことではないというふうに考えますので、その辺についてご説明を後でいただきたい。

それからもう一つは、資料6ですけれども、ボランティアによる森林整備というので、一番ネックになっているのは、資金の確保だというご説明がありました。これ、資料6の15枚目でしたかね。これについて私としては、国民的なレベルでの考え方の転換が必要になってくるんだろうと思うんですね。というのは、国有林の職員がどんどん減って、ボランティアが森林管理を代行するみたいなシステムにだんだんなりつつあるわけですよ。それで、所有者がそれについてある程度資金的な裏づけを持つというようなことになってきますと、例えば国有林なんかについても、ボランティアにいろいろ間伐をしてもらったりとか、自然林への復元、赤谷の自然林復元のプロジェクトというのは有名ですけど、そういうことをやってもらっていくというようなことになると、資金、今までの国有林が管理していた資金を、そういったボランティアの人たちに対しても回していくというような仕組みにしていかないと、ボランティアだからお金は要らないんだみたいなことで使っていくというようなことは難しいんじゃないかというふうに考えますので、それについても、何かお考えがあればちょっと聞かせていただきたい。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

モニタリングとコリドーについては、次回以降、環境省の方でお答えできると思いますので。

【速水委員】 一言だけ、お願いできますか。

【熊谷部会長】 今のに関連してですか。では、よろしく願いいたします。

【速水委員】 速水でございます。今の森林の問題で、国有林とボランティアの関係でございしますが、多分、農水省の先ほどの里地里山に関しての状況のご説明の中で、基本的にNPO等によつての多様性の確保・努力をされているというご報告だったわけですが、現実には国有林だけではなくて、六十数%、民有林がございしますし、国有林がNPOだけで管理されていく状況では全くないだろうと。NPOで管理されている森林の将

来の面積とか、もしそういうものがあれば、そういう話をされていかないと、私は今、ちょっと誤解があるのではないかなという気がちょっといたしておりますので。やはり管理は管理として何らかの専門の部門があり、そして、NPOと協力しながらやっていくという仕組みをつくっていかないと、非常に難しいのではないかと。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

今の速水委員のコメントを踏まえて、何か事務局の方からお答えできるようであれば、お願いしたいと思います。

【林野庁職員】 よろしいですか。林野庁でございます。

今、速水委員の方からの若干ご指摘ございましたけれども、15ページでご説明を差し上げました内容についてのご指摘でございますけれども、森林整備にかかわりますボランティア団体さん、資金の確保という話を申し上げましたけれども、やはり、活動するに当たって、これまではボランティア、手弁当でというような活動を基礎にして、いろんな方々でご参画をしていただいていたと思います。それで、行政といたしましても、一般の森林所有者さんが森林整備をなさる際に受けられるような補助金、そういったものも一部活用していただけるようにということで、この施業実施協定の制度を立ち上げたところがございます。

15ページの右側の、メリットの一番上でございますけれども、活動に対する支援の交付金であるとか、そういったものも活用できるように、この協定を、市町村さんが仲立ちになって、森林所有者さんに一定の社会的な認知をしていただいて、ボランティアさん、NPOさんが受けられるような、協定を結んでいただいた際にそういった補助金を受けられるようにというような仕組みも、私どもで後押しをさせていただきたいということでこの制度、協定ができておりますので、ご理解をちょうだいしたいと思います。

以上でございます。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

それでは、矢原委員、お願いいたします。

【矢原委員】 矢原でございます。関連する三つのポイントを指摘させていただきたいと思うんですが。

まず、三つの危機への対応についての評価、点検が、いろいろご説明があったんですけども、そういう対応した結果として、生物多様性のロスがどれだけ緩和されたのかという点についての点検・評価というのがないように思います。COP10に向けて、国際的にはバイオ・ダイバーシティー・ロスのレート、速度をどれだけ下げられるかということが議論になっていて、多分2010年の会議では具体的な数値目標みたいなものも上がってくるんじゃないかと思うんですけども。日本の国の施策として、今後、種の日本列島におけるロスのレートをどのくらいに緩和していくのかというような評価というのが必要ではないかと思います。

2番目のポイントですけれども、それをするためには情報というのが必要なんですが、環境省とそれから国交省と農水省、それぞれでいろんな調査をされて情報を持たれているんですけども、例えば国交省がしているのだと水辺の国調があって、農水の方だと農村・環境の調査とかがございますが、それらが全部統合されて、その結果として、日本全体で種のロスがこういうふうに進んでいて、いろんな施策の結果としてこういうふうに緩和されているという説明が国民にできるようにする必要はあるんじゃないかというふうに思います。

あと、3番目ですけれども、今、種のロスのレートだけを問題にしたんですが、先ほど西岡先生のご指摘にもありましたように、温暖化と種のロスというのはお互いに関連し合っていますし、それから、その間にあるレベルの生態系の水物質循環というのにも関連し合っていますので、種のロスだけではなくて、生態系の変化あるいは温暖化というものの指標を全体として統合した上で、日本の環境というのがどうなっているか、それに対してこの間の施策というのがどういうふうな効果があったかという評価ができるようにする必要はあるんじゃないかと。その3点をお願いしたいと思います。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

今のご意見も、次回以降でよろしいでしょうか。事務局の方で何かございますか。

【亀澤生物多様性企画官】 今ご指摘があった、第1の危機とか、そういう三つの危機に対応した施策によって多様性のロスをどれだけ緩和できたかという評価がなかったということなんですが、なかなか、生物多様性に関しましては因果関係が複雑なので、どういう施策をやったから多様性がどれだけ緩和されたかという、数字的にあらわすのは非常に難しいんですけども、これとは別に、多様性の危機に対して現状がどういうふうになってきたかというのを別途整理をしたものがありますので、それはストレートにお答えにはならないかもしれませんが、次回にご説明をしたいと思っております。

それから、情報に関しましては、各省間でデータのやりとりをするというか、統合するというのは従来から指摘をいただいておりますが、一部は各省との間での統合の試みなどもしておりますが、各省間だけじゃなくて、民間とかも含めて、データの統合というのは大きな課題だと思っております。

温暖化との関係につきましては、先ほど西岡委員からもご指摘がありましたけれども、次回、見直しに向けて、そういうものと多様性とを合わせて考えることは大変大きなテーマだというふうに考えておまして、その点を、見直しの中で十分に考えていきたいというふうに思っております。

【熊谷部会長】 それでは、石坂委員、お願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

【石坂委員】 ありがとうございます。この点検結果というのは、戦略なり計画をつくったときに極めて大切なんですね。伺っていて少しずつ進歩はしてきているのかなど。なる

べく具体的に、こういう成果があったということを、指標をもって具体的に説明し得るような点検をしていただくように要望しておきたいと思います。

それから、さっきおっしゃっておられました、温暖化の問題を取り上げることに私も賛成であります。ただ、その温暖化をどう取り上げていくかというのは考える必要があると思うんですね。温暖化を防ぐために吸収源対策で森林があるという、そういう脈絡ももちろんありますけれども、温暖化が起これば当然生物多様性というのはそれに応じて変わっていくわけですが、それを一体どう受けとめていくんだらうかというところは、この国家戦略を検討する場合にも、大事だろうと思うんですね。そのところはよく考えていかなければいけないなという感じがしております。

もう一つは里地里山の問題ですけれども、今日もいろんなご説明がございました。いろいろ、過疎化といいますか荒廃化を防止すべく努力しておられるということは理解できるんですけれども、そういうことと、もう一つ、生物とか自然とかいうものの観点から見て、この里地里山というものが現状こうなっていく、これから先もある程度荒廃化というんでしょうか、自然に戻るというんでしょうか、そういう現象は避けがたいと思うんですね。これを生物多様性という観点からどうつかまえてどう対応していくかという検討は必要じゃないかなと感じておりますので、問題提起だけさせていただきます。

それから、二つだけ、簡単な質問でございまして、今日じゃなくても、お答えは後でもいいんですけれども、一つは、農林水産省のご説明の中で、5ページでしょうか。耕作放棄地対策のお話があったんですけれども、そこでいろんな対策とかが書かれてあるんですが、もともとの所有権との関係はどうなっているのかということ。今日じゃなくて結構ですけれども、教えてください。

それからもう一つは、環境省の鳥獣保護管理の制度改正の最後のページで、里地里山保全モデル事業というので、4地区、16年度からやっているというお話がありましたけれども、16、17、18と、まだ、そう年数は経過していないわけですが、どういう成果が得られているのかということ、別な機会でも結構ですけど、教えてください。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

石坂委員の方から今ご質問がありましたけど、委員もおっしゃっていただいたように、本日ちょっと時間が押しておりますので、次回以降に整理をさせていただいてお答えをさせていただきますというふうに思います。

それでは、磯崎委員、お願いしたいと思います。

【磯崎委員】 記述で、情報がありましたら追加した方がいいかなと思うことが2点です。環境影響評価に関する記述のどこかにですけれども。公共事業の再評価に関する制度が国や地方自治体であります、その事業評価の評価項目の中でも生物多様性が使われていますので、それらについて。というのは、必ずしも十分な形で評価項目が入っていない場合もあるかと思うんですが、ここで取り上げることによって内容の充実が図られると思いま

す。

それから、もう一つですが、耕作放棄地の扱い、対策なんですけれども、自然保護NGOなどからよく言われているように自然に戻すというような提案があるんですが、もし、水田であるとか畑などで、農地の周辺の自然再生だけではなくて、農地そのものが自然再生事業とか自然再生の対象になっているというような事例がありましたら、つけ加えたらいいのかなと思います。

その2点です。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

では、高橋委員。

【高橋委員】 農水省に、データを示してほしいといつも思っていることが一つあるんですけれども。耕作放棄地、38万ヘクタール、埼玉県と同じ面積というお話があったんですが、耕作放棄地というのは数年間放棄されている状態の農地であって、実は、かなり長い間放棄され地目上農地からも外れていく土地がかなり蓄積されているはずなんです。そうすると、これは農水省の管轄ではないといえばそれまでかもしれませんが、あらゆる形態の潜在的な耕作放棄地というのがどれくらいあるのかというのは、私たち全然把握できていないわけで、そのあたりをきちんと出していただきたいというのが一つ。

それから、農業環境規範というのが出ているわけなんですけれども、ご覧になってわかるようになりかなり漠然としています。具体的な数値というのはほとんど示されていないという状況の中で、「農地・水・環境保全向上対策」というのは走っているわけです。しかし、何を基準にどこまで向上させるか、ということが全然イメージできないんです。それで生物多様性という点から見ると、少なくとも適正な環境規範のレベルを超えて、プラスになったもの、すなわち、野球で言えば点をとられないとか、試合に負けない程度の農業環境保全までは規範でできるかもしれないけども、それ以上のプラスになる部分をどうやって評価してやるかというのが、また新たな問題として生じると思うんです。農水省の中で、そういうふうに今後さらに発展的にやっていく道筋があるのかどうかということ、次回までにお話しいただければと思います。

【熊谷部会長】 ありがとうございます。

ほかに、よろしゅうございますでしょうか。

(なし)

【熊谷部会長】 それでは、大変ありがとうございました。皆様からいただきましたご意見については、次回以降にまたご報告あるいはご審議をいただきたいというふうに思います。

いろいろとご意見ありがとうございました。そろそろ時間も超過しておりますので、本日の合同部会はこれもちまして閉じさせていただきます。ありがとうございます。

次回の2回目の合同部会では、本日の説明内容も踏まえ、今後の施策の方向についての審議を中心に行いたいと思います。なお、本日の各委員からのご意見等に関して補足的な説明があれば、また次回説明を受けたいと思っております。

以上をもちまして、合同部会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

【司会】 それでは、事務局からですけれども、本日配付いたしました資料につきまして、郵送をご希望される委員の方がございましたら、封筒にお名前をお書きの上、机の上にそのまま置いていただければ、後日、事務局から郵送させていただきます。

それから、次回の合同部会につきましては来年度当初ということで調整させていただきたいと考えており、先週、日程調整の事務連絡を郵送させていただいておりますので、ご回答をよろしくお願いいたします。

なお、参考資料としてお配りしております国家戦略の、第1回から第3回の点検結果の冊子につきましては、次回の合同部会においてもご用意させていただきますので、本日お配りしたものは回収させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。